

熊本学園大学論集「総合科学」の編集及び 刊行に関する規程

第1条 総合科学研究会（以下「本研究会」という。）は、教員の研究成果の発表を目的として、論集「熊本学園大学 総合科学」（以下「本誌」という。）を刊行する。

2 刊行等の費用には、熊本学園大学の教育研究費をもってあてる。

第2条 編集兼発行者は、「熊本学園大学総合科学研究会『総合科学』編集委員会」とする。

第3条 編集委員会（以下「委員会」という。）は、本研究会の正会員から選出された4名の委員により構成され、委員の互選により委員長を選出する。

2 委員長及び委員の任期は2カ年とし、再任を妨げない。

第4条 本誌は、原則として年2回刊行する。

2 必要に応じて特別号を刊行することができる。

第5条 執筆者は、原則として本研究会に所属する会員とする。ただし、学外の共同研究者との共同執筆はこの限りではない。

2 前項にかかわらず、本研究会に関係のある者（非常勤講師等）は、委員会の承認を得て、投稿することができる。

3 退職記念号及び追悼号の刊行においては委員会の承認を得て学外の研究者に論文の執筆を依頼することができる。

4 執筆者は、投稿に先だって、第6条にかかげる6種類の著作のうち、該当するものを明記した申込書を、委員会に提出しなければならない。

第6条 本誌に掲載する著作は、次の6種に分類する。

- (1) 論文
- (2) 研究ノート
- (3) 研究資料
- (4) 判例研究
- (5) 翻訳
- (6) 特別寄稿及びその他

第7条 投稿原稿は、本誌への掲載の適否を判断するため、査読を行うものとする。

2 査読者は、委員会の議を経て、委員長が依頼する。

第8条 本誌の配布先は、本研究会と性格の近い他大学及び研究機関の中から、委員会が選定する。

第9条 本規程に関する細則は、別に定める内規による。

第10条 本規程の改廃は、評議員が行う。

附 則

- 1 本規程は、1994年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、2007年4月1日から施行する。
- 3 この改正は、2014年4月1日から施行する。